附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十四年二月二十七日から施行する。

（経過措置）

第二条　平成二十四年四月三十日までは、第一条の規定による改正前の経済連携協定に基づく経済産業省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令第三条の規定による証明書の有効期間の延長に係る申請及び同省令第四条の規定による証明書の分割に係る申請については、なお従前の例による。

○経済産業省令第九号

関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）第二条第五項の規定に基づき、重油及び粗油等の関税割当制度に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年二月十五日

経済産業大臣　枝野　幸男

重油及び粗油等の関税割当制度に関する省令の一部を改正する省令

重油及び粗油等の関税割当制度に関する省令（昭和三十六年通商産業省令第三五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「関税割当申請書」の下に「の様式」を加え、「二通」を「一通」に改める。

第二条中「（以下「証明書」という。）」の下に「の様式」を加え、「前条に規定する申請書に経済産業大臣が割当てを行つた旨を証明した」を「様式第二による」に改める。

第三条第一項中「様式第二」を「様式第三」に改め、同条第二項中「記入」の下に「し、これを交付」を加える。

第四条第一項中「分割の件数ごとに様式第三」を「様式第四」に改め、「二通」を「一通」に改め、同条第三項を削る。

第五条中「残額」を「残存数量」に改める。

様式第三を次のように改め、同様式を様式第四とする。

様式第4

根拠法規	重油及び粗油等の関税割当制度に関する省令第4条
主務官庁	経　済　産　業　省

関税割当証明書分割申請書

経済産業大臣　殿

申請者氏名（名称）

申請者住所　　電話番号

記名押印又は署名　　印　　資　格

申請年月日

申請の明細

関税割当証明書番号	割当数量の分割の内容					
	I	II	III	IV	V	
	VI	VII	VIII	IX	X	

分割の理由

注1　用紙の大きさはA列4番とすること。「代表権者」と記載する。なお、代表権者から権限を委任されている受任者が申請する場合には、「受任者」と記載する。

注2－①　資格欄には、法人にあっては、「代表権者」と記載する。

注2－②　資格欄には、個人事業者にあっては、「本人」と記載する。